

令和 5 年 6 月 定 例 会

文教厚生委員会録

開催日時 令和 5 年 6 月 23 日（金曜日） 午前 10 時 00 分から午後 3 時

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

（有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 32 号

有田市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 34 号

公の施設の指定管理者の指定について

出席者

出席委員 中谷桂三委員長・上野山善久副委員長

児嶋清秋委員・池田敦城委員

成川 満委員・中西登志明委員

西口正助議長

当 局

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・大松満至市民福祉部理事

竹中春輝市民課長・石井哲也生活環境課長

御前一晃こども課長・網谷彰洋福祉課長

福永康一保険年金課長・吉野有美健康推進課長

山崎希恵高齢介護課長・宮井美恵こども課主幹

上野山猶哉保険年金課主幹・上田章二生活環境係長

山下満智子保険年金係長

教育委員会 伊藤正人教育次長・松村尚彦教育総務課長

嶋田実明生涯学習課長・筋原 章教育総務課主幹

森川直子市民会館館長・田廣研作社会体育係長

水道事務所 北野宏幸水道事務所長・馬倉三喜水道課長

議会事務局 田中 聡局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○中谷委員長： 開会挨拶

○福永保険年金課長： 議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

(有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○中谷委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○成川委員： これは、限度額を変更するということですか。

○福永保険年金課長： 限度額につきましては、第21条のところでございますが、現行、後期支援の部分につきましては、20万円を22万円に引き上げています。結局、40歳未満及び、65歳以上の方につきましては、限度額、現行85万円を87万円に、40歳以上65歳未満の介護分に該当する方につきましては、現行102万円が104万円に上がるというところがございます。

○成川委員： 限度額が改正されて施行されるわけですが、これは増収になると思いますが、施行された場合、どれくらいの影響が出るかを考えていますか。

○福永保険年金課長： 増収になるかというところがございますが、試算では1,134,839円の増収を見込んでございまして、該当する世帯につきましては、限度額の引き上げにより、約62世帯の方にその影響が出るというふうにみてございます。

○成川委員： 分かりました。了解です。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (承 認)

○竹中市民課長： 議案第 32 号

有田市印鑑条例の一部を改正する条例

○中谷委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○成川委員： 今、スマートフォンという説明がありましたが、この条文を見る限り、スマートフォンという語句がないように思いますが。

○竹中市民課長： 第13条の2第1項中にございます、移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下

「公的個人認証法」という。)の移動端末設備のことがスマートフォンということになります。

○成川委員： 移動端末設備というのが、スマートフォンということ。もう一つ、規則で定める日から施行するとなっていますが、ここら辺についてもう少し詳しく説明願います。一般的にはだいたい公布の日から施行するとなっているので。

○竹中市民課長： 施行期日につきましては、現在スマートフォンへ個人番号カードの機能を載せることは、本年5月11日からできるようになっております。ただ、コンビニ交付のサービスについては、まだ対応はできていませんので、規則に委任することで対応時期が決まり次第、規則で定めようとするものでございます。

○成川委員： 対応時期が決まり次第、規則で定める。見通しはどうですか。

○竹中市民課長： 現在、国からの情報では、今年秋ごろとなる見込みとなっております。

○成川委員： 全国的にもう大丈夫っていう通達みたいなものが来るのですね。

○竹中市民課長： はい、その通りでございます。

○成川委員： 了解です。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○嶋田生涯学習課長： 議案第 34 号
公の施設の指定管理者の指定について

○中谷委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○成川委員： 基本的なことをお聞きします。公園の管理を指定管理者ということに進められて、審査方法がプロポーザルでされていますが、民間委託もあれば、直営もあるし、いろんな方法がある。それぞれ特徴があって違うと思います。

例えば、この施設については、なぜ指定管理制度を導入するのか。こういう基本的なことを一点お聞きしたい。

それと、もう一つ、この議案だけ見ての話ですけども、あの。BIG SMILE COMMUNITY、この団体の規模と実績。ここら辺について、まず、お聞きしたいと思います。

○嶋田生涯学習課長： 指定管理者制度を利用することについてですが、やっぱり民間のノウハウや効率的な運営など、そういった観点に立って、指定管理者制度を導入し、実際行っているところでございます。2点目の今回、指定管理者候補になった企業体ですが、実は出来たばかりの団体でございます、実績等はございません。

○成川委員： 指定管理者制度をなぜ導入するのかと言えば、低価格で効率的でうまく運用できて、その施設に活力が生まれるということだと思うけど。コストの問題もありますが、個人的には、直営の方が安くできるのではないかと思います。

最近はあるゆる施設の管理については、全て指定管理という流れできている。果たして、それで本当に良い運営ができるのかな。昔は直営ばかりです。あるいはこの団体に委託したら、うまくいくことがあるかもしれない。いろんな方法があると思いますが、これでなければいけないというのが見えるので、個人的にはどうかなと思っています。

それと、この共同事業体。住所が宮原町になっていますが、実際この事業を受託して展開するにあたっては、現地ですぐに対応できる事務所みたいなものはありますか。

○嶋田生涯学習課長： 健康スポーツ公園には、救護室兼事務所がございまして、そこへ必ず常駐する形での仕様で、提案いただいた業者さんについては、平日は2名、土日祝は3名以上配置するような形で提案を受けております。

○成川委員： 公園施設、あるいは、スポーツ施設なので、不特定多数の大勢の方が利用されるし、また利用してもらわないといけません、いろんなことが起こってくるかと思うので、迅速にスピーディーに利用者の便宜を図るための対応をするためには、それなりの体制が必要と思うので、人を配置しているということなんでね。大丈夫なのかなと。

○嶋田生涯学習課長： 選定委員会でも遊具等の危険度と言いますか、委員さんも気にされていまして、その辺りの質問もありました。その中で常時1時間に1回は巡回するなど、そういったことの中で、この業者さんもそういう人員配置も含め、今後、私どもも、そういう提案に基づいた運営、それ以上の運営。また、危険のないように配慮してやっていきたいと思っています。

○成川委員： 実際にやってないとわからないと思いますが、利用者に安全、快適に多くの人に利用してもらうように、よろしくをお願いします。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○中西委員： 今、成川議員からも、多くの方に楽しんでもらえる施設でないといけないということで、この共同企業体の方々が管理運営されますが、もし事故等が起こった場合を想定して、市としてはこの指定管理者に対して、どのような担保をしていますか。具体的な説明をお願いします。

○嶋田生涯学習課長： 保険関係は当然でございまして、加入を義務付けております。それ以外に、緊急時の対応ということで、総括責任者なり管理責任者が、連絡を取り合って、救急時に対応できるよう体制を考えているところでございます。

○中西委員： このスポーツ公園は24時間開放されるのですか。

○嶋田生涯学習課長： この健康スポーツ公園につきましては、午前8時から午後9時30分までの開園時間です。

○中西委員： 遊具のところも含めてということですか。

○嶋田生涯学習課長： 一応その通りでございまして。ただ、無断で入ることも考えられ

ますので、完全に閉鎖は出来ません。

○中西委員： 無断で入れるような状況なのですか。

○嶋田生涯学習課長： 閉園時、柵をしますが、入ろうと思えば入れるところはあります。公園という施設上、仕方がない部分であると思います。

○中西委員： 事故等の発生に対しては、指定管理者は、保険に加入しているので、全部担保されていて、開園時間中は必ず常駐して管理しているということでしょうか。

○嶋田生涯学習課長： 開園時間中は、必ず人が常駐している状態でございます。

○中西委員： 保険に加入ということですが、こういった保険ですか。

○田廣社会体育係長： 公益財団法人日本スポーツ施設協会スポーツファシリティーズ保険で、もし、指定管理者に賠償責任が生じた場合に利用する保険です。

○中西委員： もう少し詳しく。例えば、極端な話ですが、遊具からの転落事故でお亡くなりになって、原因が施設側にあった場合、その責任の度合いというのは、ある程度決まるとは思いますが、その全額をその保険で賄えるような保険ですか。

○田廣社会体育係長： その保険には、いろんなタイプがございまして、仕様書では、「Jタイプ」としてあります。具体的な補償内容についての資料を持ち合わせておりませんが、死亡やケガに対して最低限補償できるものだと考えております。

○中西委員： 補償内容について資料があるのであれば、後ほど結構ですので、見せていただきたいと思えます。楽しく過ごしていただこうと思えば、そういったところもきちんと、抑えていかないと、何かが起こって、後から揉めるようなことがあれば、結局、有田市の信用も無くしていきますし、せつかく、ここを拠点にして次のまちづくりをしていこうと考えられていると思うので、その辺のところできるだけ節目、節目に細かくわかりやすく、資料を出していただいて、説明をお願いしたいと思います。

○中谷委員長： 保険の補償内容の資料を、後日提出していただくということでしょうか。

○嶋田生涯学習課長： 仕様書にはJタイプもしくは同等以上としておりますので、実際は、それ以上の保険に入っていただくことになると思いますが、Jタイプの保険の資料を後ほどお渡ししたいと思います。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○成川委員： 先ほどの話で、あの施設は全て午後9時30分で終わるのですか。

○嶋田生涯学習課長： 有料施設も含め施設は9時30分で終了という形で考えております。

○成川委員： 午後9時30分に終了して、翌日の午前8時に開園するまでの間、ここは結構、大きな公園でいろんな施設がある。入ろうと思えば、入れる状態で、夜間、どうやってこの施設を安全に管理していく、警備していくというところはどうか。

○嶋田生涯学習課長： 公園内には、防犯カメラを設置しておりまして、不審な行動等があれば、翌日にはなりますが、確認できる体制は取っております。

○成川委員： 防犯カメラが設置されている。それで常時モニタリングしていますか。

○**嶋田生涯学習課長**： 施設運営についてはこれからですので、その辺も含めて指定管理者と協議したいと思います。

○**成川委員**： 結局、無人になる。結構、大きな施設なので、いたずらとか、今こういう世の中なので、どんなことが起こるか分からない。そんなときに、安全管理という面ですぐに対応できることが大事だと思います。

センサー等を設置して、侵入者等があった場合は、すぐに対応できる。例えば、警備保障とかそういうシステムがありますよね。

実際、防犯カメラが設置されているということですが、モニタリングしていないと、翌日になって、異変に気付いても間に合わない。今、何が起こるかわからない時代で、万が一のことがあれば、市の信頼に傷がつくと思います。

開園時間中はもちろんそうだけでも、閉園時にどうやって管理するか、これはもう少し考えていただきたい。もちろん警察とも連携しないといけないと思います。

○**中谷委員長**： 結局、午前8時から午後9時30分までの開園で、屋内体育館については施錠されますね。多目的グラウンドはチェーンするけども、乗り越えたりするので、無断で侵入される心配があるということでもいいですか。

○**嶋田生涯学習課長**： どこの施設でもそうだと思いますが、施錠なりで入れないようにしますが、故意に入ろうと思えば、入れます。公園ですので、完全に閉鎖する施設でもありませんし、早朝から、このスポーツ公園内を散歩される方とか、いろいろ含めて考えると、そこまで費用をかけて閉鎖して管理するということころまでは、当然考えにくいことだと思います。

ただ、成川委員がおっしゃられた対応については、今後、運営にあたり、注意していきたいと考えます。

○**中谷委員長**： 防犯カメラを設置するだけではなく、モニタリングをすることまでをこの指定管理に含めるのか、その辺も含めて話し合っ、その結果について報告を宜しくお願いしたいと思います。ほかに御質疑ありませんか。

○**上野山副委員長**： 夜間、無料の遊具のところ、日本で一番高いのか、回転数はあるのか、スライダーかな。結構、目を引く遊具があって無料で使える。午前8時から午後9時30分までは管理責任者もいらっしゃるの、対応はできると思っております。

ただ、夜間、気になる点としては、保険に加入するということですが、あの遊具は4m、5mの高さがあったと思います。管理者側が何か手立てをして、そこには登れないような対応をしないと保険の対象にはならないとか、保険には様々な条件があると思うので、そこら辺をよく検討いただいて、市や指定管理者の瑕疵にならないような手立てを、事前に十分対応しておかないと、「チェーンを掛けているのに、勝手に入った人が悪い。」にはならないので。

おそらく、高いとか危ない危険だっというところについては、いろんな責任が出てくると思いますので、そこら辺については全部指定管理者に任せるのではなく、市も本当に大丈夫という担保を取っていただきたい。

管理が市から離れて、指定管理者になっていても、マスコミとかの皆さんは、有田市の公園でケガをした、何か事故があったというふうな報道に必ずなりますので、そこら辺くれぐれも注意していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

○**嶋田生涯学習課長**： 当然、日常的な点検と公的な点検も含め、指定管理者には積算の中でも見ていただいておりますので、何かあった場合も考えられますので、市も一緒になって安全については配慮したいと考えております。

○**中谷委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**池田委員**： 先ほどの保険に関する資料を今、確認したいのですが。

○**中谷委員長**： 保険内容の資料を用意できますか。

○**伊藤教育次長**： 少しお時間をください。

○**中谷委員長**： はい。ちょっと待って。どうぞ。

○**池田委員**： 保険はもちろん指定管理者負担ですか。

○**嶋田生涯学習課長**： はい。

○**池田委員**： 年間の保険料はいくらですか。

○**嶋田生涯学習課長**： 資料で確認したいと思います。

○**池田委員**： たぶんこの庁舎の守衛業務の指定管理であれば、何億の保険を掛けなさいとなっていると思います。庁舎の指定管理の場合は。

○**嶋田生涯学習課長**： 市の庁舎の保険。

○**池田委員**： 指定管理業者に、その保険に加入しなさいとなっているはず。5億であったか10億であったか、高額な保険料だけど。いくらぐらいかなと気になったので。

○**中谷委員長**： 資料の提出待ちということで、10時50分まで休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時53分 再開

○**中谷委員長**： 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第34号について、議事を継続いたします。

○**嶋田生涯学習課長**： 保険のタイプについての資料は、お手元に配付しておりますが、掛け金等の計算をしておりますので、しばらくお待ちください。

先に、保険の関係の説明させていただきます。あの先ほどの保険のJタイプもしくは、同等以上の保険に加入することということで、Jタイプは右から3つ目のところでございまして、対人賠償が3,000万円。1事故につき1.5億円という内容でございまして、それ以上、できたら、IタイプやHタイプ程度の保険に入っていただきたいということで、今後そこについては、指定管理者と協議します。

○**西口議長**： 知りたいのは、幾ら貰えるかということではなく、営業していて、事故が起こったときの補償のために保険に加入するわけよ。年間に何人使用するという基準を置いて、それで一日、一人に対する掛け金はいくらで、年間150万の保険料が必要に

なるということを知りたい。

○**嶋田生涯学習課長**： 面積あたりの単価等で保険料を計算するようになってございます。係長に説明させます。

○**田廣社会体育係長**： 保険の掛け金についてですが、屋外体育施設として、体育施設の敷地面積、一平米あたり 2.97 円で 2.4 ヘクタールの面積を掛けますと、約 72,000 円が保険料として必要になります。J タイプ以上の保険に加入することを求める仕様となっております。

○**池田委員**： 何タイプでその保険料。

○**田廣社会体育係長**： Jタイプで一般体育施設として係る保険料でございます。

○**成川委員**： 今、資料をもらって、説明もしてくれましたが、先ほどの 150 万円とは別の話ですか。72,000 円と説明していましたが。72,000 円でいいんですね。

この施設賠償責任保険の Jタイプということですが、対人、対物の次の三番目、人格権侵害これについての説明をお願いしますか。

○**嶋田生涯学習課長**： 詳細について確認できませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

○**中谷委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**池田委員**： Jタイプ以上の保険に加入ということですが、Jタイプでもいいということ。J以上ってJは入るのですか。

○**嶋田生涯学習課長**： 最低限 Jタイプということで、可能であれば、それ以上の保険に入っていたきたいと思います。

○**池田委員**： 入っていたきたい。何かことがあったときに 3000 万円。それで対応できるのか。

○**嶋田生涯学習課長**： できれば G、H、I ぐらいの保険には、入っていたきたいと考えています。

○**池田委員**： その辺の取り決めも、きちんと先にやっておく。例えば、Jタイプに入りました。事故起こりました。保険 3,000 万円しか出ません。足らずは市から出しますというようなことがないようにしないと。僕は A、B、C ぐらいでもいいかなと思っていますけど。Jタイプの保険料 72,000 円と出してくれたけど。ほかのタイプの保険料を出してない。Jで決まりでは。

○**嶋田生涯学習課長**： これは最低限の仕様の中で、保険に入ってくださいということなので、保険の内容については当然、下げることはありませんが、別の保険で、例えば、補償が充実している保険があれば、それは認めていく。議決をいただいた後、補償内容を見る中で、もう少し内容のいい保険に入っていたきたいということで、協議は進めたいと思います。

○**池田委員**： 議案として出す時に、この保険に加入しなさいとか、加入しますというきちっとした取り決めがなかったら、あとでとか、仮にこの議案が可決されて、保険はどれに入ったんですかと聞いたときに、Jタイプですとなる場合もある訳ですよ。

例えば、これのGタイプに必ず加入していただくというふうな条件を付けておくべきだと思うんです。おそらくほかの指定管理の応募資格の中には、いくら以上の保険には必ず加入することとか、そういう謳い文句があるはずなんです。だから、その辺をきちっと決めておいてくれなかったら、判断基準が非常にあやふや。

今回これについては、いろいろ調べさせてもらったんだけどね。プロポーザル時の議事録をみんなに出したほうがいいのでは。

○伊藤教育次長：　すぐ用意しますので、しばらく待っていただきたいと思います。

○中谷委員長：　それでは、議事録をしばらく読んでいただきたいと思います。確認ですが、この議事録の中には、先ほどからの保険のことは明記されていないですね。

○嶋田生涯学習課長：　先ほどの保険のからみでいきますと、仕様書の中にそのJタイプ同等以上の保険に加入することということで一文入れております。

○中西委員：　先にいただいた保険のことで、加入タイプと保険金額支払限度額1、2とありますが、Jタイプは1だけのことを言ってるんですよね。2のレジャー・サービス施設費用保険というのは関係ないのですか。上だけのことを言って金額を説明してくれたということでもいいですか。

○田廣社会体育係長：　レジャー・サービス施設費用保険というのは別で、通院費用についても補償される保険です。

○中西委員：　1・2に加入するというのでいいんですね。

○田廣社会体育係長：　2はオプション契約でございますので、最低限ということで申しますと、先ほどのJタイプになろうかと思えます。

○中西委員：　その1の部分しか保険としては入っておらず、それ以上のことが請求されたり、いろんなことが起こった場合、共同企業体が全ての責任を負うという理解でいいですか。

○嶋田課長：　保険については、これから議決をいただいてから加入していただくことになりますので、いろいろ含めて、指定管理者と相談して、できるだけよい保険で安くすむ保険にするよう努力いたします。

○中西委員：　保険っていうのは、上限がここに全部書かれていると思うんですけど、Aタイプでも無制限というのはないので、最終は企業体の責任において、相手の方と話を詰めるという契約になっていくのでしょうか。

○嶋田生涯学習課長：　基本的には、まず管理者が責任を負うということが当然でございます。その後の相手方との交渉する中で、市にもある種の責任が発生する可能性がございます。

○中西委員：　わかりました。少し曖昧な気がしますが、その辺の線引きができないのですか。きっちりと指定管理者が、責任を負うということでもないんです。

○嶋田生涯学習課長：　当然、管理者が責任を負いますが、その元が市なので、言い回しが分かりにくかったと思いますが、管理を指定管理者に任せていますので、指定管理者が責任を負う。それで不足する場合は、やはり市にも責任があるということでございます。

ます。

○中西委員： 分かりました。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田委員： Jタイプ以上の保険に加入すること。これは3,000万円。Iタイプから一気に1億円に跳ね上がる。多分保険料も上がると思うんですけど。このJタイプ以上と決めた根拠は。

○田廣社会体育係長： これまでの指定管理施設、えみくる等を参考にJタイプ以上という基準を設けています。

○池田委員： ちなみに、えみくるはJタイプなのですか。

○田廣社会体育係長： えみくるは、おそらくこのスポーツファシリティーズ保険には加入せずにミズノ独自の保険で、それ以上の保険内容のものに加入されていると思います。

○池田委員： 言っていることがあやふやだと思うけど。何が言いたいかというと、今のご時世で3,000万円って。なぜこのJタイプ以上ということに市がしているのか。普通は1億円以上の保険に加入してねと、私は言うべきだと思うんですけどね。Jタイプでと判断した根拠を聞いている。よそがどうかと違って。今回これをJタイプでと決めた根拠を教えて欲しいんですけど。

○嶋田生涯学習課長： 水泳場の指定管理の公募に対しても、この基準で行いました。ただ、ミズノさんは独自で、よりいい保険があったということでそちらに加入されています。確かに委員おっしゃるように3,000万円では、大きな事故があったら、すぐになくなってしまうという懸念もあります。今回は、Jタイプで縛ってしまっているの、指定管理者と協議の中で補償面等々を考えますと、もう少し充実した保険に入ったほうがいいのかと、今、思っております。ありがとうございます。

○池田委員： いや入った方が良いのかなって、まだ、決まってないでしょ。その辺の取り決めをしてくれないと、こちらとしても「はい、これでいいですよ。」って言えないじゃないですか。

以前からずっとこういう風なやり方なんよ。大事なことは、議案が通ってからとか。ではなしに、議案を通すにあたって、きちんとした根拠、確約そういったものを提出してくれなかったら、こちらとしても判断する基準がね。

今ミズノさんは、これ以上に、大きな保険があったから加入してくれた。私は当たり前だと思うんですよ。普通ね、Jタイプ以上って言ったら、やっぱり指定管理する立場の人からいったら、もし何かあった時のために、いやいや、これであれば、Jタイプでは駄目でしょって。3億円のほうに入っておきますよとか。

それはやっぱり一つのね、施設を管理運営していく覚悟だと思うんですけど、その覚悟も出せない。そういうふうな業者に、約5年の指定管理料として、市民の税金1億200万を渡すわけじゃないですか。

この件について、個人的に話をさせてもらったけど、このプロポーザルもそうなんよ。

この点数を付けた根拠は何よ。皆さんに理解できる説明をしてあげてよ。私は、話を聞いたから。

○**嶋田生涯学習課長**： 保険に関してこの仕様書での縛りと言いますか、Jタイプ以上に加入することというのは、募集に際して、決めた基準ですので、当然、これ以上の保険に入ってもらおうということで、決まった後は指定管理者さんと協議しながら、もっと充実した保険に入らせていただきます。

あと、プロポーザルの結果につきましては、2者応募された中で、実績のある有田ビックスマイル創造パートナーズさんは、そういった確性とか能力であるとか、安定的な管理運営の確保というところは、やはり評価が選定委員さんの中でも高く、あと3番以降の効率的な管理運営等々については、今回上程させていただいています。BIG SMILE COMMUNITY さんの方が全体的な評価として、委員さんの得点が高くなり、最終的に BIG SMILE COMMUNITY さんが選ばれました。

選定委員さんは8人おられました。いろいろな意見もある中での、最終的な点数でございますので、事務局としては、選定委員会の結果を踏まえて、今議会に指定管理者の候補者として BIG SMILE COMMUNITY さんを上程させていただいているところでございます。

○**中谷委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**上野山副委員長**： 議事録を初めて見せていただいて、その中で、2枚目の一番下に「ネーミングライツについて目途はありますか。」と書いてありまして、その答えが「大きい企業さんで探すのは難しいですが、小さい看板を出すのであれば、一口いくらでやっていく自信があります。」と、これはネーミングライツではなくて、広告のことだと思いますが、ネーミングライツも含めて、そういう広告が1件でも2件でも出れば、この広告料は市に入るのですか。それとも指定管理業者がそれを直接運用に使うのですか。

○**嶋田生涯学習課長**： 今、現在きちんと取り決めはしておりません。将来的な話の中で、ネーミングライツ等を、指定管理者さんがやる気があれば、まずそれを優先して、なければ、市としてどうしていく。それは協力してくださいよっていうことを、公募に際して、記載しております。ただ、ネーミングライツは別途ですが、あの施設にはきちんとした広告スペースが中々ない中で、スペースを見つけながら、指定管理者からこういう発言があるので、対応出来ることはしたいなど。市に入るか、指定管理料から減額するかということは、今後、確認していきたいと考えています。

○**上野山副委員長**： 確かマツゲン球場は、予算書の中でネーミングライツも広告料も市に入っていたと思いますが。

○**嶋田生涯学習課長**： ネーミングライツにつきましては、基本的に市に入るのは当然だと思います。広告につきましても、球場の場合は市に入れていただいておりますので、そのほうが明確かなと思っております。

○**上野山副委員長**： 同じ体育施設、同じまあ指定管理というところで、こっちはこうで、こっちはこうでこっちは違うっていうようなことは、混乱招くでしょうし、次回の

どちらかの指定管理の応募の時にも、齟齬を生む可能性があるのでは、そこは統一したほうが良いんじゃないかと思います。今後、契約書なのか覚書なのかわかりませんが、そこらは統一するような形でご検討いただければと思います。

○成川委員： 今のやり取りの中で、ネーミングライツと広告料これは基本的に市と言いますか、教育委員会がするもので、指定管理者は関係ない。指定管理者は、飲食で儲けたりとか、いろんな営業でグッズを売ったりとか、それはいいと思いますが、基本的に施設のネーミングライツ。そこへ広告看板を立てている。これは市とか教育委員会の話であってと思うので。それを契約、どんな協定書か契約書を作るのかわかりませんが、その中にネーミングライツの広告も任せる契約はないと思う。そこら辺りのことをもう少し明確に言ってほしい。

○嶋田生涯学習課長： 失礼しました。広告料もネーミングライツも収入としては市です。球場に対しても、広告活動という中で、松源さんに一部手数料として、差し引いた額を入れてもらうような形をとっていますので、指定管理の中で、努力されて広告を取ってきてくれた分については、そういう話し合い中で考えていかなければならないのかというところです。基本的には成川委員がおっしゃる通り、市がもらうのが当然でございます。

○成川委員： 松源さんがいろんなサポート、応援してくれるのは間違いない。指定管理の委託先は球友会。これと話がね、違うと思います。

看板、ネーミングライツ。これはマツゲン球場よ。これについては、一体的に地域の企業が、地域のスポーツ振興を応援しようとしてやってくれていますが、市に対してやってくれていることなので、今の話とは違うと思う。

また、基本的なところに戻って聞きたいのですが。最初からなぜ指定管理なのか。この指定する団体の規模と実績についてということで、最初に聞かせてもらったけれども、もう少し詳しく。

例えば、合同会社がふたつ合同企業体になっていますが、どちらも最近できたので半年も経ってないよ。法的に登録していると思うので、そういう基本的な規模っていうか、会社の形態、それは審査会の対象ではないかも知れませんが、その前段階かも分らんけど、そこら辺のこと、その団体さんの概要、規模がわかるような資料の提出は求めてはいけないのですか。

○中谷委員長： この資料以上のことでということですか。

○嶋田生涯学習課長： 指定管理者の BIG SMILE COMMUNITY の組んでいる共同体の企業のほうの合同会社の Pink Wind Era は、会社設立が令和 5 年 3 月 20 日でございます。目的がキャンプ場や公園とか、各種イベントの企画であるとか。スポーツ関係とか。資本金の額が 50 万円となっております。もう一つの SHINYU 合同会社につきましては、会社の設立年月日が令和 5 年の 2 月 14 日で、目的の主なもので言いますと、アウトソーシング事業の受託や、請負、経営コンサルティングの業務、キャンプ場、公園、マリーナ等のレジャー施設などの管理運営とか色々目的を掲げていまして、この会社に

つきましても、資本金の額は 50 万円となっております。後は配付しております資料の概要欄にも記載がございます。

○成川委員： 設立してから半年経ってない。だから、会社の年間の決算というのが出てない状態です。したがって、最初に聞いたように実績もまだ出てない。それを上回る何か魅力があって、選定委員会で選ばれたということになります。

ここで確認のために一つ聞いておきたいのは、市が発注する事業については、公平性、透明性を担保するために、市で業者の登録制度。入札への参加とか、あるいは物品の購入への参加。2年に一遍ぐらいかな。原則この業者でなければ、市は取引しない。市と取引関係を築くのであれば、信頼関係のためにも、資格審査できるための書類を作って登録申請してください。登録されて、市と取引関係になるわけですよ。

そこで。お聞きしたいのは、今、題に上っているこの二つの団体さん。これは市の登録業者に登録していますか。もし登録しているとすれば、いつ登録したのですか。

○嶋田生涯学習課長： 確認はできませんが、登録してないと思います。

○伊藤教育次長： 補足ですけども、今、課長から登録していないということですが、今回の募集要項の中に成川委員さんが言われている資格でありますとか、実績でありますとか、そういうのは謳ってございません。市民球場も同様に、実績、経験は謳っておりません。

今回は、市外の企業や団体が参加できるということで、市民球場と同様に、門戸を広げて、そういう応募要件にしてございます。ちなみに紀三井寺球場とか競技場、海南市のスポーツセンターなども指定管理をやっておりますので、聞いてみましたが、こちらも有田市と同様に、応募要件の中には実績、経験は謳ってございませんと言うことでございました。

○成川委員： 応募要件に謳っていなくても、当然、市は市民に対して、公平性とか透明性を確保するために市の事業を発注する場合は、まず、希望する業者さんから、いろいろ書類作って提出してくださいよ。登録しなかったらできませんよ。業者から申請があった時に審査をして、それで市と取引する業者に登録する制度が、基本中の基本で大事なことです。これは出来ていないといけない話なので、そこら辺大丈夫かな。これは、基本中の基本だと思うけど。

球友会は登録していますか。一度、確認してください。

○中谷委員長： すぐに確認できますか。

その間に、ほかに御質疑ありませんか。

○池田委員： ちなみにこういったパターンで、市の指名願というか、業者登録してないけど、指定管理とか入札に入ったってようなことって他にもあるのですか。

○嶋田生涯学習課長： 物品とか役務とか通常の市が発注する業務で言いますと、多分、登録されている業者からだと思います。ただ、指定管理で、例えば、法人以外の団体であるとか、今回ですと、体育協会であるとか、そういったところも参加資格を認めていこうかという中で、ほかの社会体育施設の候補に際しても、確認は取っていません。地

域の団体であるとか、できる能力がある団体、法人につきましては、広く門戸を広げていこうという中で、そこで初めから登録業者でないと駄目だとかといった要件は、提示しないで今までできておりますので、今回も広く募集を行ったところでございます。

○池田委員： 指定管理の選定委員会委員の方々の採点表を今日、見せてもらえるのかな。

○嶋田生涯学習課長： 個々の委員の採点表につきましては、非公開と言うことでお願いしたいと思います。

○池田委員： 理由は。

○嶋田生涯学習課長： 情報公開等の基準で、全体の審査結果の公開は差し支えありませんが、個々の委員の採点表は、通常、非公開という取扱いになっております。

○上野山副委員長： 個々は分からなくていいので、黒塗りしてもらって、多分、池田委員も知りたいのは、偏った採点がされていないかっていうところを知りたいんじゃないかなというふうに思いますが。誰の採点表かわからないようにして出すことは無理ですか。

○西口議長： 休憩して、あなた方で判断しにくいので、黒塗りで出せるのか確認してよ。（「資料揃わなかったら、分からない。」と呼ぶ者あり）

○中谷委員長： 資料がそろったら連絡いただけますか。それまで休憩します。

午前 11 時 42 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○中谷委員長： 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 34 号について、議事を継続いたします。

午前中の資料プラス、副委員長からあの入札に係るそういう募集要項も、皆さんに見てもらったほうがいいのではということで、資料を準備していただいております。

これについて説明をお願いします。

○田廣社会体育係長： その前に、先ほど成川委員さんから御質問をいただいております保険に関する人格権侵害補償について、ご説明させていただきます。

指定管理者の過失等によって、その方が不当な身体拘束、また名誉毀損、プライバシーの侵害といった法律上の賠償責任を負った場合に補償するものでして、例えば、SNS での間違った投稿であったり、ほかのお客さんがいる前で、問題行動を起こしたということで、身柄を拘束等した場合に、結果的に間違いであったというようなことが分かった場合、損害賠償するものであります。

○嶋田生涯学習課長： 今、お手元に今回の公園の指定管理者の募集要項と、各委員さんの名前を伏せた得点集計を配付させていただきます。募集要項につきましては、過去の指定管理、他の施設の募集に使用した募集要項を参考に、選定委員会で最終決定をし、募集要項として公告させていただきます。それと、プロポーザルの各委員

さんの得点表の集計表で配点だけ、口頭で申し訳ございませんが申し上げます。1項目めの指定管理予定者としての適格性及び能力は15点。2項目めの安定的な管理運営の確保が20点。3項目めの効率的な管理運営の実施が20点。4項目めの専門的なサービスの提供が15点。5項目めの利用者サービス向上が20点。6項目めのプレゼンテーションが10点の各委員百点満点で8人で800満点中、下の合計が513点なり491点になっております。

○**上野山副委員長**： 了解しました。

○**中谷委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**中西委員**： 運動型健康増進複合施設とありますが、全体がプール、今回のこの公園も一体の増進施設。以前健康保険を使ってお医者さんの何かがあればということを知りましたが、今回のスポーツ公園の場合は、どのようになっていくのかを教えてください。

○**嶋田生涯学習課長**： 中西委員がおっしゃられているのは、えみくるの水泳やジムでの運動療法のことで、これは医療費の控除があり制度は出来ております。今回の公園につきましても、健康増進の部分で言いますと、各エリアに9つくらいのコースであったと思いますが、それぞれの状態にあった健康遊具を配置しております。散歩をしながら、遊具を使って、健康増進に役立つ公園の形をとりながら設計工事を進めているところです。

○**中西委員**： すでに配置は出来ていて、それを使うためには、お医者さんの何かが必要ではないの。

○**嶋田生涯学習課長**： この遊具につきましても、説明板がありまして、簡単にできるようなものから、年齢や状態に応じて、いくつかの遊具を配置しておりますので、個人で選択しながら使っていただきたいと考えております。

○**中西委員**： えみくるは、お医者さん処方箋があって、あなたプールの中で一時間歩きなさいっていうのをもらえたら、何か優遇される。しかし、公園に関しては全く関係ないと理解したほうがいいのか。

○**嶋田生涯学習課長**： その通りでございます。

○**中西委員**： わかりました。

○**西口議長**： プロポーザルの結果で決定しているわけよな。採点表にはプレゼンの項目があるけども、こちらのほうが点がいいけど、どんな中身だった。

○**嶋田生涯学習課長**： プレゼンは、説明の能力や、質疑応答の回答の仕方であるとか、熱意とか、そういった複合的な要因でございまして、8人の委員さんそれぞれプレゼンテーションに関しては、BIG SMILE COMMUNITYのほうが上手であったかな。配点自体はそんなに高くはないのですが、こういう結果になっております。

○**西口議長**： これに基づいて質問をしているのか。

○**嶋田生涯学習課長**： 一応、提案者から計画書等の提出をいただいておりますので、それに基づいてご説明をしていただく。その中で各委員さんが心配や疑問に思うことを質問していただきまして回答を得て、そういった結果を分析して、採点に反映させていた

だいていると理解しております。

○**上野山副委員長**： 平日は2名体制で8時から21時半まで、休日は3名体制のイベント時はもっと多い体制だと聞いておりますけれども、何か市として点検するとか、そういう勤務表を出してもらってチェックするとかはあるのですか。

○**嶋田生涯学習課長**： 今後、これから募集をされると思うのですが、従業員名簿やローテーションを確認したいと思っています。

○**上野山副委員長**： それに関して、年に1回ぐらいは連絡会議みたいなのは開く予定はありますか。

○**嶋田生涯学習課長**： これから、定期的な協議は確認しながらですけど、えみくるでは一応、当初は月1回、今は2箇月に1回、球場はもう不定期でその都度というような形ですけども、月に1回ぐらいは定期的な会議を持ったり、都度の連絡はメールや電話でしょっちゅうですけども、そういう形の中で、当初は重点的にいろいろ決めていけないといけないことも多いので、協議を進めたいと考えております。

○**上野山副委員長**： 初めてのお仕事になるので、悪気がなくても抜かる場合とか、十分でない場合が多分出てくると思うので、そこら辺は指定管理に丸投げでというのではなくて、あくまでも市の施設ですので、十分指導する体制をとっていただかないと、市の財産を損ねることになりかねません。

もう一つ、ここは人工芝になる予定で工事に入っていると思いますが、人工芝だから、もう手入れは不要ということではなく、逆に人工芝は結構手入れが大変で、その手入れをする、しないで10年から15年と言われている耐用年数が、20年もつということもあると聞いております。環境はかなり違うと思いますので、そこら辺もよく勉強していただいて、ご友人がたくさんいらっしゃるみたいに行っているのですね。そういうところも含めて、あの十分メンテナンスをお願いします。それも最終的に見れば、15年もつのか20年もつのかで、市から出すお金は極端に違うので、十分ご理解をいただきながら、指導をしていただきたいと思います。

○**中谷委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**中西委員**： 募集要項2ページ、3ページにかけて記載のある募集資格及び、欠格条項を確認するために、どのような資料の提出を求めたのか教えてください。

○**田廣社会体育係長**： こちらから求めた資料につきましては、募集要項の5ページの中ほどに(5)(ア)から6ページの(セ)にかけて記載がございます。(ア)が基本的な団体に関する内容で、ほかには登記の証明書、納税証明書、内容に虚偽がないという誓約書等が提出を求めた書類です。

○**中西委員**： 設立間もない会社ですから、納税証明書はないと思いますが、今回は、個人の納税証明書の提出を求めたのですか。

○**嶋田生涯学習課長**： BIG SMILE COMMUNITYのほうは、法人さんから完納証明書を提出いただいております。

○**伊藤教育次長**： 補足ですが、設立間もないということでございますので、完納証明

書はいただいております。しかし、実際の納期限の到来等はございません。

○**中西委員**： それは、税務署が発行している完納証明書ではなく、会社として、納めていますという完納証明書ですか。

○**嶋田生涯学習課長**： 失礼しました。個人の完納証明書でございます。申し訳ございません。

○**中西委員**： 了解しました。

○**中谷委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**成川委員**： 今後、指定管理者が決まって、公園が完成して、大勢の方に喜んで利用してもらって、笑顔になる。「えみくる」とはそういう意味ですか。

そうなってくれたら嬉しいけども、やっぱり安全管理が、一番大事だと思います。大勢の利用者の方がすぐわかるように、何かあった場合の緊急連絡先を分かるような仕掛けを考えていただきたい。

隣のプールであれば、何かあれば、事務所に行けばいいけど、公園は広く、多種多様でいろんな利用者の方もいるので、何かあった場合の緊急連絡先と、その緊急対応のシステムは大事だと思いますので、考えていただきたいと思います。

それと、プールと公園では指定管理者が違うので、今後は、連携してもらわないと効果が半減する。相乗効果を出していただきたい。

今後、教育委員会も指導的な立場でいろいろやっていってもらわないといけないと思います。そこら辺もよろしく願います。

こういう手続きを経て、ここに至っています。いろんな資料の説明もいただいたので、これについては、やってみないと、本当のことは分からないので、ある意味でのチャレンジだと思うのでね。安全で皆さんに喜んでもらえる施設づくり、ひいては有田市の発展につながるように、ここからのスタートという気持ちで、やっぱりリーダー的に教育委員会がいろいろ調整を凶らないと、「指定管理者に任せています。」ということであれば、発展しません。みんなが連携して、みんながチームになって有田市を発展させていく。頑張ってくださいということで、よろしく願います。

○**中谷委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**池田委員**： 先日から何回も、教育委員会とお話させてもらったんですけど、この得点の集計、一方はすべて、ビックスマイル創造パートナーズが良いと。これは多分、外部の有識者かなという気がするんですけど。分かりませんよ、分かりませんが。プレゼンテーションの採点を見ると、65と46。

○**嶋田生涯学習課長**： プレゼンテーションの集計した部分で言いますと、65対46となっております。

○**池田委員**： もちろん、そのプレゼンテーション能力っていうものも、大事な部分であると思うんですけど、この健康スポーツ公園の最大の目的は何ですか。

○**嶋田生涯学習課長**： 市民の皆様の健康増進や世代間の交流などの目的で進めている事業でございます。

○池田委員： 簡単に言うと、プレゼンテーションって、しゃべりが上手いか下手かだ
と思うんですね。ここにはあまり重きを置く必要はないと思うんです。

あと、そんなに点数の開きって、この効率的な管理運営の実施とか、この得点を見る
と多くの方が、BIG SMILE COMMUNITYの方が良いと判断をした、最大の理由は何で
すか。

○田廣社会体育係長： 効率的な管理運営の実施というところですが、項目とすれば、
その中に3つの項目がございまして、広報や利用促進活動と、効率的な管理運営方策、こ
れは経費の削減とか、そういったところがございます。

あとは管理運営費の提案額に関するものでございまして、広報等も BIG SMILE
COMMUNITYさんは、SNS等を通じて、積極的にPRされていたかと思えます。

指定管理料の提案につきましても、ミズノさんよりは少し抑えていまして、経費削減
を図られた結果、少し下がっていたのかなというところがございます。

○池田委員： それは、昨日見せてもらった中に入っていましたか。

○嶋田生涯学習課長： 大きく6つの項目を集計させてもらっていますが、各審査項目
に3つから4つの項目がありまして、それに基づいて、採点してもらおうようになってお
りまして、それらを集計したのが、点数としてここに表記させてもらっているところで
ございます。

○池田委員： 今の指定管理料の提案額は、見せてもらえる。

○田廣社会体育係長： 指定管理料の提案額は、先ほど水色のA4サイズの資料で、団
体の概要の中に提案額の記載がございます。

それに対して、ミズノさんにつきましては、指定管理料の予算上限そのものでご提案
いただいたような形になっておりますので、その辺りで少し差がついた形になっており
ます。

○池田委員： ミズノさんは2,400万で1億200万。上限いっぱいっていうことだった
んですか。

○嶋田生涯学習課長： その通りでございます。

○池田委員： 適正というか、先ほど成川委員も言っていたように、やってみないと分か
らないと思うんですね。

ただ、昨日も言わせてもらったように。あくまでも、話をきいただけでの判断基準だ
と思うんです。今回のBIG SMILE COMMUNITYさんはね。ここにやってもらうこと
に関して、どれだけ教育委員会が、きちりと監督できるかにかかってくると思うん
です。

新規参入とかね、地元の方に入ってもらおうということは、私は大いに賛成なんですけ
ど。今回この議案を出すにあたっては、説得力に欠けるといえるのか。なんかこうスッキ
リしないというか。そういった感じを受けるんですけど。

先ほども言ったように、保険のことに関してとか、いろんな防犯上のこととか、決ま
った後ではなしに、そういった取り決めを、すべてに関してですよ。すべてに関して、

これから、契約に至った場合は、この部分はきちんとすると言う約束のもとに、こういう議案を上げてきてもらわなかったら「はい、賛成しました。でも、この保険、高いんでかけてくれなかったんよ。この保険をかけるのであれば、もうちょっと予算頂戴よ。」とか、そんなことになる可能性もあるんで。今回もし、これに賛成するなら、その確約をとっていただきたい。私個人は、今日今ここでね、この議案に「はい、賛成。」っていうことはね、ちょっと私はやりにくいかな。私は、9月議会に持ち越しでもいいんじゃないかと思ってるんですけど。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○上野山副委員長： 募集要項7ページの評価基準で、5項目記載されておりますが、プレゼンテーションを含めるということは、ないように思いますが、そのことについてどこかに記載されていますか。

○田廣社会体育係長： 確かに募集要項7ページの区分の中に、プレゼンテーションはございませんが、記載以外の基準の詳細及び配点は非公表としますという表記がございますので、プレゼンテーションについては、この部分に相当すると考えております。

○上野山副委員長： 記載以外の基準の詳細、配点は非公表。誰の採点表なのか分からなくすることが、多分配点の非公表だと思いますが、基準の詳細というところが、プレゼンテーションはここにありませんが、入れますというのは、基準の詳細は非公表ということで読むということですか。そこをもう一回教えてください。

もう少し平たく言うと、この募集要項を見て、申請者の方が、資料を作ったり、もちろんプレゼンテーション、プレゼンテーションは、資料を説明するためのツールだと思います。その具体的な内容はここに5項目書かれています。それで、この資料を揃えます。もちろんプレゼンテーションがあることは、多分分かっているので行いますが、評価基準の中に明確に、そのプレゼンテーションの良し悪しについても、判断基準に入りますということは謳われていませんが、いかがですか。

○嶋田生涯学習課長： この募集要項には、確かに具体的にプレゼンテーションで評価という記載はありません。当然、プレゼンテーションをする中で、その能力であったり、プレゼンテーションの中での質疑応答含めた信頼性や姿勢などの部分を評価するという事の中で、最終の審査表では、プレゼンテーションの配点を10点ですが、入れさせていただきます。

○上野山副委員長： 別に、これをどうこう言うつもりはありませんが、大変不親切なことだと思います。

万が一、ミズノさんがこれを見た時に、プレゼンテーションの項目の点数をなくしてもBIG SMILE COMMUNITYさんが勝っているのでいいでしょうという話に、僕はならないと思います。

次回があるのかないのかわかりませんが、その辺りについては親切丁寧に。今回のこの説明もそうですけど、もう少し親切丁寧に心を込めてやらないと、皆さんが納得いくような結果にはならないのかなとは強く思います。

いろいろな有識者の方がいらっしゃるんで、それぞれの立場で採点されるというのは、この表を見れば、非常によく分かります。だから、点数に開きがあるのも理解はします。

ただ、専門的なサービスとか、効率的な業務運営、安定的なという項目自体、その詳細も見て、やはり実績がないところに対して、それなりの点数を付けるという論法というか、何かそこは乏しいような気がします。先ほど言いましたように、個人のそれも、プレゼンテーション含めてお聞きした内容なので、どうこう言いませんが、こういった形で審査されたのかというところは、非常にモヤモヤするところも個人的にはあります。そこに対して、答弁は結構です。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田委員： プロポーザルをした時の所用時間は同じでしたか。

○田廣社会体育係長： プロポーザルの際は、プレゼンが20分以内、質問が約20分で設定させていただいておまして、ほぼ時間いっぱい活用して行われました。

○池田委員： 先ほど、上野山副委員長も言ってましたが、私も昨日、書類見せてもらったけど、あの資料説明しようと思ったら、ミズノさんは時間がかかると思う。もう一つのほうはこんなに薄いもんね。中身がないから、思いを述べるしかない。それで、どう判断してこの点数をつけたのかはちょっと不思議で、それを納得するだけの根拠が欲しい。

そう感じたからこの点数を付けました、ではなしに、あの資料の厚さ、違い、中身の内容を精査した時に、明らかにミズノよ。それがすべていいと言ってるのと違う。でも資料として提出されたものを見ると明らかによくできてる。でも、なぜか点数はBIG SMILE COMMUNITYの方がいいわけじゃないですか。だから、この点数をつけるに至った根拠を知りたい。それは多分、その人たちの話を聞いてこう感じたから、熱いものを感じたから。多分付けたと思うんです。

だから、そういうところに1億200万の税金を投入してね。果たして本当に任せて大丈夫なんかなって、たぶん皆さん思ってるんだと思うんです。

昨日も言わせてもらったように、新しい指定管理の方法を、例えば、ここに1年してもらって、次の1年はミズノにってもらって、そこで見比べて2年後にどっちがいいか、ほんまに判断して、市民アンケートをもらったりしながらね。それから5年間、やっぱりここにしようっていうふうな決め方も、これからはありなんかな、新しい方法として。だって1年間見えるわけじゃないですか。半年でもいいと思うんですよ。その時点で、皆さんにアンケートをとったりしてね。そして5年間の指定管理を任せるみたいな方法も、僕はありなのかなって思うんですけど。

そうすればね、やはり見えてくるものもあるし、実績もわかるしね。生の声を聞けるだろうし。これが本来、市民サービスの向上につながるんじゃないかなっていうような気がするんですけど。決まったら、もう約5年間は管理してもらわうわけですから。

○嶋田生涯学習課長： 池田委員がおっしゃる中で、採点のことに関しては、特に1番の管理予定者としての適格性とか能力というのが、やっぱり実績がある有田ビッグスマ

イル創造パートナーズが総得点でも上回っていますし、各委員さんそれぞれの視点で評価をしていただいた結果で、事務局としては、BIG SMILE COMMUNITY さんのほうが最優秀を取られて、委員会でも合意の上、決定して今回に至っているというところと、先ほど、4年3箇月間指定管理をこれから任せるという中では、教育委員会がやっぱりきちっとできるように指導しながら、指定管理者と一緒に、健康増進施設としての役割を果たしていけるように頑張っていきたいと考えております。

○池田委員： それに尽きると思うんですね。それしかないと思うんです。

今後ね、今そう発言されたんですから、これからこういう指定管理の選び方とか、そういったものに関して、これが果たして専門性が必要なのかわかってことはわかりませんが、新規参入とか、例えば、指名願いを出していないとか、その時コロコロ変えることなく。変に勘ぐると言えば悪いけど。今回はこのような条件でみたい。この場合は、こんなのが必要で。そんなことのないようにしなければ、やはり平等性、透明性に欠けるよ。そう私は感じてしまう。

例えば、今までこんな経験したことがありますかとかっていうじゃないですか。でも今回はまったく関係ないわけでしょう。

だから、そういったことがほんまにないように。病院経営などは、専門性は必要だと思うんですよ。でも、病院の掃除であれば、清掃業者はどこでも入れると思うんですよ。

○嶋田生涯学習課長： もうおっしゃる通りで、このうちの管轄する、例えば、球場にありますとか、今回のスポーツ公園に関しましては、実は資料を6者取りに来てくださいまして、その中にやっぱり市の業者の方もいらっしゃいました。市内の企業さんとか、そういう方も、先ほどおっしゃった新規参入される機会もやっぱり門戸を広げてということをやっていますのでそれは変わりなくやっていきたいと思っております。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○西口議長： 今、3つほど池田委員に言われたこと、今後は、私もある意味ではそのような気がします。それと。今までいろんな角度から検討して、最終的には決断して議案として出しているものであるもので、今後の問題、先ほど成川委員からもご指摘を受けているけども、ここで話しても解決できない問題もあるので、ここに至った経過、そして今、条件的っていうけども出てきたことを含めて、市長ないし副市長にこの旨を話して、上程すると決断した議案に対する思いをこの場で言ってもらってよ。心の中にある部分を、できるだけきちっと理解してもらって協力してもらうためにも、市長に言うてきてよ。

○中谷委員長： それでは、2時15分まで休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時15分 再開

○中谷委員長： 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 34 号について、議事を継続いたします。

昼前からこの議案については審議していきまして、議員から当局に対していろんな意見が出ていまして、資料は提出していただきましたが、確認したいことがあるということで、市長に出席いただきました。担当から説明を受けている範囲でいいので、市長からそれについてのお答えをお願いします。

○望月市長： ありがとうございます。担当より審議の内容について報告をいただいております。これまでのことと、この議案に対する説明をと伺いましたので、出席させていただきました。よろしくをお願いします。

まず体育施設における指定管理というのは、初めてのことでありませんので、あの PPP というプライベートとパブリックの共同パートナーシップという大きな考え方の中で、特に指定管理という手法を、球場であったり、体育館であったり、えみくるであったり、これまでも採ってまいりました。

今回、都市公園ということで、ここを行政が直営するか、まあ指定管理というのは民間のいいところと、行政のパブリックの部分と両方持ち合わせたもので、行政が直営で管理するよりも活性化とかにいいのではないかという考え。これはご案内のとおりだと思っております。今回の都市公園についても指定管理で、管理をしていくということを考えていますということは、これ申し上げた通りです。

今度はパートナー先を選ぶとなった時に、入札で決めるとなりますと、金額が安い、高いだけみたいなどころがありますので、これまでも指定管理は、プロポーザルという手法をとってまいりまして、このことに関しては、今回もそれが一番いいのではないかとということで、最初、私も報告として、受けていたのは 6 者ぐらい公告を出した時に、このことに興味があって名乗りを挙げている会社があるということ、教育委員会から報告をいただいております。競争になって、よりいいところ選ばれたら、そんなところとパートナーシップが組めたらいいなと思っておりました。

蓋を開けてみると最終 2 者の応募が決定しまして、2 者でのプロポーザルの審査委員会が開かれる運びでございました。それで、副市長を中心とする選定委員会を開催しまして、私としては良いパートナーを選んでほしいということで、これまでとほぼ同じような要項で、今回、臨んでいたと思っております。

その結果、BIG SMILE COMMUNITY という企業体が選ばれたという報告を受けました。特に、適正、能力、安全管理、実績、そういった面では有田ビックスマイル創造パートナーズというバッグにはミズノが、今えみくるを運営していただいている会社。ここが勝っていったという報告を受けました。効率的な運営とか、専門的なサービスとか、その他いろいろ項目分けをして、プレゼンテーションのところ、両者すごく明暗が出たという報告も受けております。

実際、地元で覚悟を決めて、ここを盛り上げていこうといった結果が出ましたということの報告をいただいております。今に至っております。

議会でも心配いただいている声が上がっているのは、その通りだと思っております。

私も地元とか、これから盛り上げていくとか、そういった部分は当然、一緒になってまちを盛り上げていくわけですから、重要なテーマであると思いますが、安全面とかは、やっぱり行政がきちんと作って運営していく。

公共施設だけにしっかりそこは教育委員会とタッグを組んで、そういった点も、間違いが起こらないように進めていってほしいという指示を今、出しているところです。そういったことを経て、今回、議案として提出しているところです。大まかには、そんな運びであると思っております。

○中谷委員長： ありがとうございます。皆様から先ほどまでと重なるところがあってもいいので、市長に確認したいところがあれば、順次、御質疑をお願いします。

○成川委員： 午前中から、この議案について、長時間協議しています。それで、いろいろ検討資料も提出いただきました。疑問点なり、いろんなことの質問に答えてもらうという形で、だいぶ煮詰まってきましたが、やっぱり皆さんが不安に思っているのは、市長も少し触れられていましたが、この指定管理者となる団体さんが、まだ設立してから半年も経っていない。

それと、市の事業と取引する場合は、業者登録制度があって、公平に透明性を持つてするために、市とする場合は、登録業者の申請をして、審査してするわけで、今回、それには触れないけど、僕は大事な制度だと思いますが、広く門戸を開いて、いろんな人に参加をしてもらおうということをやったと。

先ほどの話に戻って、この2団体については、実際、会社として合同会社らしいけども、設立後、半年も経過していないので、納税証明はどうだと言いましたが、納税証明なんてあるはずがない。まだ納税してないから。そんな状態の中で、実績が見えない。これからどんなに素晴らしいものになるかわかりませんが、やっぱり不安だということが皆さんの言い分。

これはもうチャレンジだから、教育委員会が一生懸命責任持って頑張ってもらって、チャレンジ、挑戦。もう少し考えたら、アドベンチャー、冒険もあるのではないかという思いがあるわけです。

それで、こういうことが可能かどうか分かりませんが、市民の人もそんなに感じている人はいると思う。今回、この議案が可決されて、指定管理者が決まりました。今、審議中だから仮の話ですよ。

そうなった場合に、5年が一つの単位で、この業者さんに落ち着いて、一生懸命に仕事をしてもらわないといけないということで、出来るか出来ないか分かりませんが、市とこの指定管理者との契約、あるいは協定というところに進むと思います。契約は基本的に5年ですが、一度1年間やってみて、市はその管理業務内容をチェックさせてもらって、「よくやってくれた。オーケー。」というのであれば、契約上は5年ですが、自動的に延長して、残り4年間をお願いするということにすれば、今の不安を担保するような契約はできるのか。

そうした時に、市民の人から「おい、これどうよ、5年間で1億か。」どうよって

うような時に、「いや、違う。これ一生懸命やるっていう人が集まってきて、頑張って教育委員会も市もみんなで市の発展を盛り上げていくんだ」と言える。

不安を担保するために、実は、管理を任せるけども、契約上、担保していますとすることで説明しやすい。これは一つの提案です。

これは議決することと、次のステップの協定、契約していく時の市とその指定管理者との関係の話ですが。どうでしょうか。

○嶋田生涯学習課長： もともと社会体育施設等々で、指定管理者との基本協定を結んでいまして、その中で、市がその指定管理者に対して、指定の取消し等はできることになっておりますので、指定管理者が市の指示に従わないとか、業務をきちんとなせないとか、そういう場合は取消し等々の対応はできると思います。そういった意味で、また協定書を結んでいきたいと考えております。

○望月市長： 今のは、当たり前の話でして、契約条項の中で相手に瑕疵があれば、契約を打ち切りますというのとは当たり前の話だと思います。今、成川委員がおっしゃっていただいているのは、今回、特にもっと安全面とか、不安面を払拭するために、もう少しそこにフューチャーしてといいますか、条項を工夫しながら、そこをきちんと、もう少し注目しながら契約していますという、いつもの当たりの条項ではないというご提案だと思いますので、仮にお認めいただいた後、契約行為に入っていく中に、今おっしゃっていただいたことを落とし込んでいくというのは可能だと思いますし、あの市民の多くの皆さんがそういったご意見があるということであれば、そういうふうに行っていける。今は感覚ですが、法的なこととか、選ばれてここまで来て、本当にそれがきちんとできるかどうか精査しないといけないこともあると思いますが、相手の権利とこちらの権利とを突き合わせて、今回の件は、おっしゃっていただいているようなことを踏まえて、契約行為は進めていけるといふふうに思います。

○成川委員： そういう不安は皆さん持っているもので、その不安を解消するためにも、その契約、協定の中に一条そういうなんか、それを担保するような条項を入れたら、だいぶ説明しやすい。

法的にそれが可能かどうかというのとは、これは僕もまだ分かりません。顧問弁護士さんもいると思うので、契約書はどうなっていることも含めて、一度検討していただいて、可能ということであれば、後日、報告をいただきたいと思います。これは私個人の意見です。

○望月市長： 承知しました。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○西口議長： 今、成川委員がおっしゃったことは、私は可能だと思います。市長がそのような意思を示せば、十分できると思います。まだ契約も何も結んでいないから。契約締結後一方的に、こんな条件に変えるというのは不可能ですけど。いろんな意味で不安を持っている。それをやっぱり解決できる一番の方法だと思うので、できる限りそういう方向に進んでいただけたらと思います。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田議員： 保険のことですが、J タイプまたは同等以上の保険に加入することになっていますが、保険は、あくまでも想定外のことも考えて入っておくべきだと思うので、せめてやっぱり対人1億円とか。良いものに入らせていただくことは、もう前提にしてもらいたいという思いです。

○望月市長： 先ほど来、報告でいただいております、これはこちらの指定だと思います。委員会での審議で、そのことを取り上げていただけるというのは、我々の考えがまだ甘かったとか抜け落ちていたとか、そういったところを指摘いただけると素直にそう思えますから、これまでの指定管理がどうだったとか、今おっしゃられたように、今回のケースに当てはめた時に、本当にこれでいいのかどうかを含め、あの指摘をしっかりと、重要な意見と受け止めて、参考にさせていただいて、次のことに進めていきたいと思えます。

○中谷委員長： それでいいですか。

○池田議員： はい。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田議員： 先ほど、上野山副委員長も、言ったと思うんですけど、このプロポーザルの点数の区分、審査項目中で、見識を持った職員の配置という項目があるんですけど、これは、どうなのかなって思うんですね。

このBIG SMILE COMMUNITYさんの履歴とか内容見させてもらったら、従業員が、1人とか2人とかいう中で、これまでの経験もないというの中で、見識を持った職員の配置は可能なのかなっていう気がするんですけど。

でも、この集計を見ると、結構BIG SMILE COMMUNITYさんのほうが上回ってるんで、まあこれだけじゃないと思うんですけど、人材育成、スキルアップ、さまざまなコミュニティを含めての採点だと思うんですけど。

でも一番大事な見識を持った職員の配置というものが、本当に可能なのかなという気がするんですけど、その辺どうでしょうか。

○望月市長： 私もこのプロポーザルの選定委員会に入っていたわけではありませんし、どんなプロポーザルの審査であったりとか、例えば、職員採用の面接をする時であったりとか、項目とその点数が無機質であったり、そういう言葉通りその点数に反映するとか、もうちょっと有機的に相手の話をしていることをこの観点では、この点数をつけようかって。たぶん、その審査員によって感じ方はもちろん違いますし、並んでいる項目が本当に選ぶにあたって、その項目だけでいいかとか。これはもうより良くしていこうって、ずっと毎回考えますけれども、それが本当に完璧なものかというのと、いつもそうではないと思って、次またよくする。

今回もそれがいいのではないのかということ、やったっていうところで、私も議事録とかを見たり、本当に大丈夫だったのかとかだったり、まあそんなことを見る中で、その時に感じていただいて、審査員を任命して審査していただいていることを信じるし

かありません。やっていることがすべて崩れてしまいますから、そういうことで信じますが、議会で心配される部分とか、そういうお話もありますが、どうだったというふうに聞きました。

基本的には、プレゼンのところで、本当にミズノさんが引き続いてここもやるっていうことがいいのかっていうところが、すごく疑問に感じたというようなことを聞いています。それも点数に表したわけではありませんが、おっしゃられるように、もうこのために会社を作って絶対盛り上げていこうって、その覚悟だけでいける部分と、そこにチャレンジする人を応援していこうっていう部分と、本当に安全面とかきちっとやってくれよというその不安の部分と、このバランスを持ってでもこっちを選んでもらったと、私は報告を受けました。

先ほど申し上げたように、教育委員会もしっかりそこはサポートしなさいとか、まあそういう指示に立っているということですので、中身のその一つずつの項目と、どっちの点数が高いとか低いとかって、分析できるようで、あまりできないですし、その人が本当にどう思ったんだということも、なかなかお願いをして責任を持って、審査をしていただいているということですので、そこは信じていく。

制度設計のところで、今いただいたような意見は、今後に反映していくということなのかと思っています。

ここまで深くご議論いただいていますので、言うべきかどうかわかりませんが、指定管理をしていくという方向性がずっとあって、通常、有田ビックスマイル創造パートナーさんに今、えみくるの管理をしていただいていますので、そこが自動的にイニシアティブがあって、そこが採れていくのではないかという雰囲気があった中で、もちろん今ミズノさんがやっていただいていることのプラス面が反映されて、やはりそうだなってなるかもしれませんし、あそこと随意契約ではなく、今回は今回でやっぱり募集して、ミズノさんに少し遅れている皆さんでしょうけど、そこに参入してもらえるように。

例えば、私は球友会さんとか参入していただけるのかなとか、はまゆうさんとか県のやっているところが来るかなとか、まあそんな想像しながら、進んで行った中で、最初6者に取りに来てもらったので、いいなと思っていたんですけども、最終まで参加してくれたのは2者でした。そこでプロポーザルで委員さん方が選んでいただけたというそこに尽きると思います。

今日、深く議論いただいているような、これから先のことにつきましては、しっかり委員さん方のご意見を受け止めて、それを反映しながら、不安のない、そして期待通りの結果を出してもらえるような、そんなことを教育委員会にしっかり指示を出していきたいと思いますので、何卒、ご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○児嶋委員： 先ほど、成川委員さんが1年間とか指定管理。可決されたと仮定して、1年間ぐらいは見習い期間というのがおかしいけれども、その運営の評価と言いますか、その評価をするのは、我々ではなく、利用された方が評価をすると思います。

現在、そのえみくるのミズノさんがいいかどうかは存じませんが、そういう評価をされるのが市民の方なので、そこでアンケートとかを取られてもいいかなとも思います。

○望月市長： 一つのご意見として賜って、早急に深く協議します。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田議員： こんなことを聞いていいのかどうかと思いながら聞きますが、先ほど市長は、この指定管理のために会社を興して、一生懸命取り組むんだってということをおっしゃっていたので聞くんですけど。

マツゲン球場も門戸を広げて、どういった団体だろうと応募できるようにしたと。今回も当初から、こういった要件でいこうじゃないかっていうふうなことで進んでいたんですか。

○望月市長： 特に今回もそうしようとかいうことではなくて、多分、これまでの体育施設の指定管理はすべてそうやって、特に今回もそのことに協議をしたというよりも、多分同じような形でやってきたというふうに思います。特に意識していたわけではないです。

○中谷委員長： 3時まで休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時59分 再開

○中谷委員長： 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第34号について、議事を継続いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

○委員： なし。

○中谷委員長： 御異議なしと認めます。

次会は、26日月曜日、予算決算委員会終了後に開催します。

本日はこれにて延会いたします。

午後3時00分 延会

令和 5 年 6 月 定 例 会

文教厚生委員会録

開催日時 令和 5 年 6 月 26 日（月曜日） 午前 11 時 30 分から午後 0 時 3 分

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

（有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 32 号

有田市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 34 号

公の施設の指定管理者の指定について

出席者

出席委員 中谷桂三委員長・上野山善久副委員長

児嶋清秋委員・池田敦城委員

成川 満委員・中西登志明委員

西口正助議長

当 局

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・大松満至市民福祉部理事

教育委員会 伊藤正人教育次長・嶋田実明生涯学習課長

田廣研作社会体育係長

水道事務所 北野宏幸水道事務所長

議会事務局 田中 聡局長・石井義人次長・大谷真也書記

再 開

○中谷委員長： 開会挨拶

○中谷委員長： 先日に引き続き、議案第 34 号、公の施設の指定管理者の指定について

議事を継続いたします。

先般、当局に対して3点。1つ目が契約期間について但し書ができないかということと、2点目は保険がG以上にならないかということと、3つ目が隣のプールを管理しているミズノさんとの連携を図ってほしいという3点の要望がありまして、前回、市長からはこれについては配慮すると答弁をいただきましたが、再度、当局からこのことについての答弁をお願いします。

○伊藤教育次長： まず、1つ目の指定期間についてでございますが、1年間の試行期間を指定期間に明記することに関しましては、弁護士にも確認したところ、4年3箇月と決まっている中で、法的に問題があるとのことでした。

しかしながら、不安なご指摘をいただく中で、今後、市と指定管理者との間で交わす協定書の中で、市による指定の取り消しが出来る条文の中に、開始後、1年間を振り返る等の文言を追加し、チェック機能を持つことといたします。

2つ目の賠償保険につきましては、公益財団法人日本スポーツファシリティーズ保険の加入タイプG以上もしくは同等以上の保険に加入すること。

また3つ目といたしまして、運営の協力体制についてですが、ありだBIG SMILE 創造パートナーズ。また、近隣の市民体育館を指定管理してございますNPO法人和歌山箕島球友会の三者が互いに協力し合うことを確認してございます。

○中谷委員長： 今の件について御質疑、また、この件以外にも御質疑があれば、お願いします。

○上野山副委員長： 3つ目のミズノさん、球友会と協調してやっていく。これについてはミズノさんと球友会さんには、もうお話されて、代表の方に了解いただいているという認識でよろしいですか。

○伊藤教育次長： 2者とも了解を得ております。

○上野山副委員長： 現状、何も分からない状態でいいですよという話だと思っております。様々な問題が、特に駐車場の関係で出てくるのではないかと考えています。もう指定管理に任せているから、市は関係ないということではなく、やっぱりイニシアティブを市がとって、あんな狭いところで、三つの指定管理者が折り重なるように営業するということになるので、市が、臨機応変に指導をしていかないと難しいと思います。そこら辺肝に銘じて、どんな小さなことでも、市がグリップしていただくということを必ずやっていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○伊藤教育次長： 先ほど、ご意見いただきました。完全に任せるのではなく、やはり市がイニシアティブをとって、3者とも独立した法人でございますので、そこはしっかり目を見て、お互いにやはり相乗効果が出るようにやらせていただきます。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○成川委員： 少し戻ることになりましたが、基本的なところで、今回、指定しようとしている共同事業体。まだ設立から半年も経ってないので、その会社自体の実績、当然、こういう類似施設の実績はないということで、本当にそれでいいのかと思ひながら、こ

の間の話になっていたのですが。

この前の資料で、有田市健康スポーツ公園指定管理者募集要項の5ページの下の方の

(オ)で申請団体概要調書。団体についてはこういう内容ですという届出。次の6ページの上の方の(ケ)で申請団体の経営状況に関する書類、申請団体の申請日の直近2事業年度の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)断りで財務諸表がない場合は提出の必要はありません。基本的には、その上の直近2事業年度の財務諸表というのは必要ですよということだと思う。それから(サ)で申請団体に類似施設等の管理運営実績がある場合、過去10年以内においては類似施設等管理運営実績表も提出を求めています。ない場合は仕方ありませんが、ある場合は提出と。

指定管理で申し込む。そして、いろいろしながらプロポーザル。そして、審査会を開いて審査していくという流れですが、申し込みをするときの書類の中で、こういったような要件を書いています。どうも一般的に考えて、その要件をクリアしているようには見えにくいけど、まあ断り書きとか、次長が言っていたように、市と取引する場合は基本的に公益事業なので、公平性、透明性を高めるために、事業者の登録制度というのがあって、登録状況について尋ねたら、登録はしてないけども、もっとオープンにいろんな人に参加してもらいたいという趣旨でやりましたということでも聞きましたが、どうも、それでいいのかなという気がします。

○伊藤教育次長：先ほど、委員が言われた通り、半年ほど前にできた会社ですので、全くこういう書類の提出はないというのが、実際のところでございます。しかし、プロポーザルの結果が出ておりますので、市といたしましても、完全に指定管理者に任せるのではなく、当然、市の施設でありますので、そこはしっかり目を見張って、協力し合って、市民の皆さんの健康増進につながるよう実施、運営できるように、市としてもしっかり目を見張っていきたいと思っております。

○成川委員：まあ、とりあえず。

○中谷委員長：ほかに御質疑ありませんか。

○池田委員：まだ3箇月ほどしかたっていないと思いますが、成川委員のおっしゃる通りだと思うんです。言い換えるとね、書類選考で本来であれば通らない。通すためには、どの方法がいいのか。プロポーザルしかないと思うんです。というとり方もできるわけですね。その辺りの納得できるものがなければ、なかなか厳しいものがある。球友会さんは、またちょっと違う団体でね。今回のこういう団体とちょっと違う。これまでのいろんな経緯もあの団体なので、まだ理解はできるんですけど。書類選考した場合は、必ずその時点でだめねって言われるような団体だと思うんです。納得できる答えはなかなかないと思うんですけど、納得させられるね。だからこそきちんと応募資格の中に記載があるようなものを用意できる団体でなければ、その公平性と透明性に欠けるかなという気がします。答弁はいいですけど、僕もそういう気がします。

○中谷委員長：ほかに御質疑ありませんか。

○西口議長： 今、伊藤次長から説明をいただきましたが、きちんと協議して、出来ることを確認している。次に今、成川委員と、池田委員からもあったけども、池田委員の言葉を借りると、私も、書類選考ではねられるのが当たり前ではないのか。それをクリアできるのがプロポーザル。それを参考にして、決定に至った。そこら辺りの話はどういう感じであったのか、それだけでも聞かせてよ。

○伊藤教育次長： やはり。設立されたばかりの会社でございますので、不安と言いますか、実際、この項目にもありました通り、実績とか経験を評価する項目がございました。それにつきましては、やはりありだ BIG SMILE 創造パートナーズさんの点数が高かったということでございます。

その他の項目につきましては、説明の中でも答弁させていただきましたが、地元密着型の管理運営ですとか、本施設を活用した企画運営などの提案が、優れていたとい結果になります。

池田委員さんがおっしゃられたことにつきましては、市民球場も一緒ですけれども、やはり、新規参入もやっていただきたいといいますか、その議論については、市長も申しましたが、市民球場と同様でということで、あまり議論しませんでした。

ただ、今回、実際、説明書を取りに来ていただいた会社は6社ございまして、その中には市内の業者もございました。そこも是非エントリーしていただきたいかったと、個人的には思います。

そういった新規参入もできる環境を作るっていうことも重要と言いますか、その必要性はあるのかなと思ってございますので、要項につきましては、そういった格好になってございます。

○西口議長： 要項は何のために作っている。審査基準を決めるため。いろんな意見が出たら、議論をしてほしい。議論をし尽くした結果、こうなると自信をもってしてくれないと、問題が出てきている。どちらも後先の議論になってしまうと思うので。

○成川委員： 審査委員会は任命して、それをクリアしてやってきてるけども、その内容までどうかなと思いましたが、せっかく資料をもらったので、見せてもらおうと、少数ですが、大差で逆転しているところがあります。審査委員会にどうこうっていうのはありませんが、少数が大差で反対になっている。そういう時は、総合点は総合点ですけど、委員の間で実際合議すると思います。審査会の中身まで聞いても、審査会は審査会で仕方ありませんが、少数の大差で逆転している人は、何か根拠があってこう判断していると思う。なんかそんな感じがする。

○伊藤教育次長： 今、委員さんがおっしゃる通り、多分、選定委員さんの中でも、点数が分かれたところは、実績とかいろいろ評価基準がある中で、迷われたのかなと思います。最終、最優秀得点者を発表した時に、特に意見はございませんでしたが、特に反対も意見もなく決まりましたが、多分根底はやはり実績重視、不安感という部分はあったと。事務局としても実績の部分については不安な点があります。ただ、決まった業者さんにはそれ以上に期待する部分があったかと言う認識でございます。

○中谷委員長： 質疑の途中ですが、前回も含めて各委員から出された意見については、今後の中で、当局が責任を持ってフォローされるように、委員長のほうから申し入れをしておきます。

ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (賛成多数で 可 決)

閉 会 午後 0 時 3 分